

[事案 2023-380] 告知義務違反解除取消等請求

・令和7年5月15日 裁定不調

<事案の概要>

告知義務違反による契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年10月に入院して脊椎固定術（本手術）を受けたため、同年3月に代理店を通じて契約した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、令和4年7月に変形性腰椎症の治療のために受けた椎弓形成術を告知しなかったことを理由に、告知義務違反で契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消して給付金を支払ってほしい。

- (1) 令和4年7月に椎弓形成術を受けたが、当時契約していた他社の保険では180日ルール（前回入院の退院日より180日以上空いていなければ、次の入院も前回入院の日数として計算され、入院給付金支払限度日数を超えた日数の入院給付金が支給されない）によって保険金が下りなかった。そのため、180日ルールが緩和される保険があれば入りたいという動機で、代理店を訪問し、その動機を募集人に伝えた。また、令和4年7月に椎弓形成術を受けた際の診断書を募集人に提出した。
- (2) 募集人は、提出した診断書を保険会社に送付して確認し、その上で自分が唯一入れる保険として本契約を紹介した。
- (3) 告知書を作成する際、募集人が、告知事項に「いいえ」と記載するように指示したため、自分は「いいえ」と告知した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は、申立人が本手術について給付金請求をした際に提出した診断書から、令和4年7月に椎弓形成術を受けていた事実を知った。
- (2) 本契約の告知手続では、非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術については告知事項の対象外とされているが、申立人が受けた腰部椎弓形成術は、皮膚切開を行い、椎弓の一部を切除し、必要に応じて神経の除圧を行う方法で生体の手術であるため、観血的手術であり、告知が必要な手術である。
- (3) 募集人は、告知日前である令和5年1月に、申立人から口頭で既往症や手術歴（腰部脊柱管狭窄症を含む）を聞いたが、診断書は見えていない。
- (4) 申立人は、告知の際に、募集人に対し、令和4年7月の手術について、「固定するだけの手術なので非観血的手術に該当する」と発言している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の事情等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、

申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人が令和4年7月に受けた手術により、比較的長期間の入院をしたことについておかしいと思ったと陳述している。
- (2) 一般に、告知手続は被保険者の責任で行うものであり、募集人には被保険者に質問されない限り告知事項の詳細を説明する義務までであるとはいえないが、本件では、非観血的手術は一般の申込者にとって容易に理解できるものであるとはいえないところ、募集人としては、告知手続の前に申立人の既往歴を手術および比較的長期間の入院を含めて相当程度詳しく聞き、非観血的手術の該当性につき疑問も有していたのであれば、申立人に対し、非観血的手術の意味内容等を説明し、申立人が受けた椎弓形成術が非観血的手術に該当するかどうかについて慎重な検討を促す等、より丁寧な対応を行うことが望ましかったと考える。